

第1502回島根県教育委員会会議録

日時 平成26年2月5日

自 13時30分

至 16時06分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 開 会 —

— 公 開 —

(議決事項)

第21号 昇格制度の改正について (総務課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第80号 平成26年度島根県公立高等学校入学志願状況について (高校教育課)

第81号 県立高等学校スポーツ推進教員の認定について (保健体育課)

第85号 松江緑が丘養護学校での学校給食 (弁当) における異物混入について
(保健体育課・特別支援教育課)

————— 以上原案のとおり了承

— 非公開 —

(議決事項)

第22号 使用料の改定等について (総務課)

第23号 職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について (総務課)

第24号 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
(総務課)

第25号 島根県立高等学校等条例の一部改正について (高校教育課)

第26号 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部
改正について (高校教育課・義務教育課)

第27号 教育委員会の附属機関の設置について (義務教育課)

第28号 島根県社会教育委員に関する条例について (社会教育課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第82号 平成26年度教育委員会組織改正の概要について (総務課)

第83号 平成26年度当初予算案の概要について (総務課)

第84号 平成26年度県立学校管理職採用・昇任候補者選考試験結果について
(高校教育課)

————— 以上原案のとおり承認

(協議事項)

第5号 いじめ防止対策について (義務教育課)

————— 以上資料に基づき協議

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
土田委員長 仲佐委員 岡部委員 原委員 広江委員 今井教育長
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
今井教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

吉城教育監	全議題
嶋木教育次長	全議題
祖田参事	公開議題
長岡教育センター所長	公開議題
高宮総務課長	議決第25～28号、報告第82～84号、協議第5号
荒木総務課上席調整監	公開議題
小村教育施設課長	公開議題
片寄高校教育課長	公開議題、議決第25号・26号、報告第84号
佐藤県立学校改革推進室長	公開議題
原田特別支援教育課長	公開議題
矢野義務教育課長	公開議題、議決第26号
吉崎子ども安全支援室長	公開議題、議決第27号、協議第5号
野津保健体育課長	公開議題
荒瀬健康づくり推進室長	公開議題
小仲社会教育課長	公開議題、議決第28号
恩田人権同和教育課長	公開議題
野口文化財課長	公開議題
丹羽野古代文化センター長	公開議題
高橋福利課長	公開議題
長田子ども安全支援室調整監	協議第5号
福間高校教育課企画人事グループリーダー	議決第25号・26号、報告第84号
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森本総務課課長代理	全議題
平野総務課人事法令グループリーダー	全議題
加村総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

土田委員長：開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	3 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	7 件
	承認事項	0 件
	協議事項	1 件
	報告事項	3 件
	その他事項	0 件
署名委員	仲佐委員	

— 公 開 —

(議決事項)

第21号 昇格制度の改正について(総務課)

○鴨木教育次長 議決第21号昇格制度の改正についてお諮りする。

資料は1の1ページをご覧いただきたい。この昇格制度の改正については、前回の教育委員会の会議において、協議事項としてご審議いただいたものである。今回、改めて議決をいただきたいという趣旨のものである。

内容的には給与制度の見直しであり、昇格した場合の給与の上昇を抑制するという方向での見直しである。まず、手続について説明させていただく。まず一番下の5(1)、(2)をご覧いただきたい。県立学校の教育職員の給与は、人事委員会規則で定めるものとしている。また、教育委員会事務局、教育機関あるいは県立学校の事務職員等についても、人事委員会規則で定めるものとしている。一方、大きな2番に記載しているように、市町村立学校の教職員の給与については、教育委員会規則として定めることにしている。本日は、先ほど申し上げた昇給制度の見直しについて、市町村立学校の教職員の給与に関する規則の改正という形で議決を頂戴しようというものである。

内容的には前回ご説明したとおりであり、具体的な新旧対照表は1の2ページから1の7ページのとおりである。市町村立学校の教職員、給与表別にそれぞれ昇格した際の号位を、やや下位に見直そうという趣旨のものである。

なお、施行日は26年4月1日を予定している。職員あるいは教職員の定期人事異動は4月1日を予定しているため、次回の定期人事異動に合わせて、この昇格制度の見直しを施行させていただきたいと思っている。

なお、人事委員会規則も2月中に開催される人事委員会において、議決、改正される予定である。本日、ご審議いただいた後、改正してよろしいということであれば、公布日は人事委員会の規則と合わせて教育委員会規則についても公布するという方向で調整したい。

——原案のとおりに議決

(報告事項)

第80号 平成26年度島根県公立高等学校入学志願状況について(高校教育課)

○片寄高校教育課長 報告第80号平成26年度島根県公立高等学校入学志願状況についてご報告する。

1に示しているように、1月28日から昨日12時までを出願期間として、まとめたものを本日も報告させていただく。

2番の志願状況だが、表の一番左側が入学定員である。その隣が、先般行った推薦選抜等において合格内定を受けた生徒の数を示している。入学定員から推薦選抜での内定者数を引いた人数を、表の中央に一般選抜募集定員として示している。その一般選抜募集定員と、このたびの一般選抜出願者数の比率を対募集定員競争率とし、一番右側に示している。表をご覧いただくとわかりになると思うが、全日制の競争率は昨年と同じく0.90倍、定時制においては昨年度より0.01ポイント増の0.41倍、全日制と定時制とをまとめると0.87倍という競争率になった。

3番はこのたびの出願を受け、募集定員に対する競争率の高い学科を表にしたものである。右側が昨年度の入試において競争率が高かった学科だが、松江工業高校の電子機械科を始めとし、

6校で1.30倍を超えている学科がある。

4番の表に示している7校の普通科校においては、地域外からの入学者は10%以内と指定している。その地域外からの10%枠に対する出願状況をまとめたものが、この表である。ただし、出雲高校については、他の学校とは異なり5%以内と定めている。松江南高校、浜田高校において、地域外枠の10%を超える出願があったということである。

2の2ページの5番をご覧いただきたい。松江市内の普通科3校においては通学区を設けている関係上、通学区外からの出願については入学定員を5%と定めている。松江北高校について5%を超える出願があったということで、5.7%となっている。

今後の日程だが、6番に記載しているように、3月6日に5教科の学力検査を実施する。翌7日には、20校が面接試験を予定しており、最終的には3月18日に合格発表を行う予定としている。

なお、別添の表は学校別の志願状況である。こちらについては、今後、県外からの転居、一家転住等により特別入学志願許可が発生することがある。そういったことが発生した場合には、その都度高校教育課のホームページで更新する予定としている。

○土田委員長 今年度から募集定員を削減した学校が数校あるが、それぞれ概してどのような様子だったか。

○片寄高校教育課長 具体的には学級減を行った学校は2校ある。A3の細かな表だが、こちらをご覧いただきたい。まず、横田高校だが、推薦で3名の内定者を出している。120名の入学定員から3名を引き、117名の募集定員に対して92名の出願、0.79倍という競争率になっている。もう1校は浜田商業高校である。こちらは入学定員80名に対して既に推薦で15名が内定している。残りの65名に対して55名の出願ということで、0.85倍という競争率である。なお、その右側に昨年度の選抜の競争率を示しているのもので、またご参照いただきたいと思う。

○土田委員長 学級減をしても、実際は定員まで達しなかったということか。

○片寄高校教育課長 そういうことである。

○土田委員長 江津高校も英語科から普通科に変更されたが、こちらも問題ないか。

○片寄高校教育課長 子どもたちの志望は普通科のほうが良い、というふうに変わっている。競争率についても、昨年と比べると微増だが0.04%増となっており、生徒募集にご尽力いただいと承知している。定員を充足するところまでは達していないが、学校のほうでは努力していただいと承知している。

○土田委員長 先ほどの通学区の10%枠、5%枠、それらをオーバーしたということだが、それはどういう扱いをされたのか。超えた時点で完全にカットするということか。

○片寄高校教育課長 実際の受検の際に辞退者が出る可能性もある。辞退者が出ずに10%を超えた場合には、その10%の範囲内で選抜する予定としている。

○仲佐委員 出願者数は募集定員をはるかに下回っている。その中で、やはり離島や山間地の学校に県外の入学者を、ということだが、この表を見ると第1志望者で県外からの志望者が74名いらっしゃる。この状況は昨年に比較してどのように違うか。

○片寄高校教育課長 県外からの受検者については扱いがさまざまであり、一概に比較ができないところもある。また、詳細な分析は後日に予定しており、現段階では大まかなところしか申し上げられないが、昨年度に比して、学校によっては県外からの志願が増えたところが数校あると承知している。

○土田委員長 それが1カ月前の入学試験までの間にどう動くかということだろう。特に出雲高校が非常に倍率が高いが、これがどのような動きになるかというのは、逐一、中学校には連絡するのか。

○片寄高校教育課長 例えば高専など、他校合格による辞退が発生した場合には中学校から高校

に報告するようになってきている。実際には我々が逐次報告を受ける形ではなく、最終的な受検段階での出席状況から、どういった理由で欠席されたか、また結果的には辞退されたかということを知りたい。承知する予定としている。

――原案のとおり了承

第81号 県立高等学校スポーツ推進教員の認定について（保健体育課）

○野津保健体育課長 報告第81号県立高等学校スポーツ推進教員の認定についてご報告する。

資料は3の1ページをご覧ください。運動部活動の指導教員の充実のため、本県では2つの制度を設けている。そのうち一つは特別体育専任教員で、例えばカヌー、フェンシング、ウエイトリフティング、レスリング、ホッケー、水球と、未普及競技を決め、これの指導を行う体育教員を採用し、その競技で採用して該当校に配置する。基本的には採用から退職まで、ずっとその学校でその運動部を指導するという制度を設けている。

そして、もう一つの制度が、このスポーツ推進教員である。制度については3の2ページをご覧ください。要綱をご説明するが、第4条において、現職の教員が部活の指導をして好成績をおさめた場合、その教員が希望し、なおかつ所属長が認めれば、その学校に引き続き残って運動部の指導をするという制度である。なお、好成績というのは、全国大会であれば個人競技はベストエイトが10回以上、団体はベストエイトが3回以上、おおむねこういう成績をおさめた場合である。基本的に3年更新であり、3年ごとに本人の意思と所属長の意思で更新していく。この特典については第6条に記載しているが、要は同一校に8年以上の勤務は異動の対象というルールが適用除外となる。すなわち、スポーツ推進教員の更新が続けば、ずっとその学校で指導できるということである。また、もう一つは第7条4項に記載しているが、これは3年更新であるので、3回の更新、つまり6年を超えて7年目に入れば僻地勤務をしたとみなすとなっている。退職までに僻地に行かなくてはならないルールが免除になるということである。いずれにしても、これは本人の意思と、その配置校の所属長の意思が大事であり、それをさらに教育長の審査で決定するというものである。

資料は3の1ページに戻っていただき、3番をご覧ください。この制度については、現在、認定番号2から5の方が認定されている。なお、認定番号1の方は既に本人の希望で認定から外れ、異動している。弓道は先般も選抜全国優勝、ボートは国体で優勝、陸上も昨年短距離で入賞者を出しており、それぞれ認定後も非常にすぐれた指導を引き続き行っておられる方である。

今回、来年度の4月1日から新たに加えようとするのが、大社高校で陸上競技を指導している柳楽達也教諭である。以前、昨年のインターハイについて報告したが、大社高校は棒高跳びが3人同時入賞という快挙をなし遂げた。この3人を指導したのが柳楽教諭である。この3人については以前も申し上げたが、中学のときから大社高校に通って柳楽教諭の指導を受けながら練習しており、6年間の指導でインターハイで入賞するまでになった。そういった意味で非常に結果を残した教員である。過去、平成18年にインターハイで砲丸投げ2位を出してもおり、それらの成績を累計すると、先ほどの全国大会個人競技ベストエイト以上が10回というところに今回該当したものである。また、本人の希望、そして所属長の推薦もあり、このたびスポーツ推進教員の6番目の競技として認定したものである。

○岡部委員 現在、このスポーツ推進教員は5人ということだが、この人数は島根のいろいろな分野でのスポーツを底上げするには、ちょっと少ないのではないかと、もっといらっしゃってもいいのではないかと感じるが、どうお考えか。

○野津保健体育課長 私としてはもっと増えていいと思っているが、この認定を行うと、一方で

僻地に行く体育教員がいなくなるということになる。人事管理の面からはあまり好ましくない制度かもしれないため、適度な数で推移すべきだと思う。5人が適当かどうかと言われれば、もう2、3人いらっしやってもいいのではと思う。有資格者としてはあと1名いるが、こちらは今回希望がなかったということであった。この、個人でベストエイト以上を10回出すというのはなかなか難しい数字である。ただ、現在の要綱では同じ生徒がベストエイトに10回入れば、それでもういいという制度になっている。そうすると、例えば陸上で、松江商業高校の青山選手はもう既に何回もベストエイト以上に入っているが、その指導でカウントしていいのかという異議がある。要は指導力という面に着目しているため、例えば同じ選手は1種目1回でカウントするなど、今後検討しながら決めていきたい。そうすると、ますます厳しくなるかと思うが、やはり人事の特例という特典があるため、厳正に対処する必要があるかと私のほうでも思っている。

○岡部委員 バランスというのは確かに大切なことだと思うが、国体等でスポーツがなかなか振るわないということもある。その中で、ある程度戦略的な採用、または推進教員という制度をうまく活用し、その底上げにぜひとも尽力していただきたいと思う。

○仲佐委員 3の2の認定の解除の項で、第4番目に、6年を経過した場合、人事異動基準内規第二6を準用するとなっているが、これはどういう規定なのか。

○野津保健体育課長 この点が先ほど申し上げた僻地勤務をしたとみなすというところである。更新を重ねて2回更新した、つまり7年目に突入したという実績があれば、これをもって僻地勤務をしたとみなされる。実際に僻地に行かなくても、行ったとみなされるということである。

○仲佐委員 平成19年にこの制度を作られ、今、6年を経過したところである。これはこの先生方の指導力が良く、ずっと実績をあげられれば、今後何年でも制限はないということか。

○野津保健体育課長 基本的には3年の更新にあたり、そのときの校長が自分の学校にそういった指導教員が必要かどうか、まず判断を行う。よって、そのときの校長の考え方で今の指導認定教員が指導している部活動はもういいと言われれば、いくら本人の意思があっても推薦がないということになる。一応、制度としては何回でも更新できるため、今年度の春に2番、3番、4番の方は2回目の更新がなされ、7年目に入っている。つまり、今、3期目の1年目である。5番の方については、今年度をもって2期目が終わる。既に更新の申請が出ており、4月から更新ということであるので、一応表面的には、現場の校長先生には喜んでいただいている制度だというふうにかがえる。

○原委員 スポーツ推進教員のほかに、他の教科を推進する教員認定というのはあるか。例えば合唱などが盛んだが、音楽などもあるのか。

○片寄高校教育課長 そういった制度はない。

○土田委員長 音楽のほうには、そういう声はあがらないのか。

○鴨木教育次長 なかなかお答えしづらいが、芸術というのは勝ち負けの点数をつけにくい面もあり、どなたをこのような人事異動ルールの適用除外にするのかという対象を特定しづらいという面が一方にはある。さらにこのような制度を適用すると、僻地校や小規模校にそういった芸術系の教員が配置されづらくなるという面もある。やはり県立学校の設置者、あるいは義務教育を適正に推進していく立場としてバランスをとる必要もあり、そういう長い経験の結果として、現時点ではスポーツ推進教員についてのみ、こういった人事異動ルールの適用除外を定めている。今後、必要に応じた検討は必要になるのかもしれない。

○原委員 そういった声はあがっていないということか。

○片寄高校教育課長 あがっていないし、次長もご説明したように、優秀な教員であればあるほど、幅広くさまざまな地域の子どもたちにその教育を受ける機会を与えたいという考えもある。よって、このような制度を幅広くやっていくというような考えは現在持っていない。

第85号 松江緑が丘養護学校での学校給食（弁当）における異物混入について （保健体育課・特別支援教育課）

○荒瀬健康づくり推進室長 報告第85号松江緑が丘養護学校での学校給食（弁当）における異物混入についてご報告する。

まず発生時の状況だが、1月30日の給食時、高等部2年生の女子生徒が弁当の中のキノコご飯を食べているときに、1センチ片の透明なビニールが入っているのを発見した。写真に載っているのがその異物である。直ちに給食のご飯を食べるのを中止し、ほかの児童生徒に確認をしたが、異常はなかった。

給食の状況だが、松江緑が丘養護学校の給食用の弁当は、学校が調理委託をしている株式会社まつしたから提供されているものである。当日は通学児童生徒26名、教員3名の計29名分の弁当が提供されていた。このうち、ビニール片が入っていたキノコご飯は23名分であった。

なお、このまつしたに調理委託している学校は、松江緑が丘養護学校以外にも松江清心養護学校と松江養護学校があるが、当日、松江清心養護学校はメニューが違っており、キノコご飯は提供されていない。また、松江養護学校は同じメニューだったが、異常の報告はあがっていなかった。

発生原因については、弁当を製造した、まつしたに松江保健所が指導に入り調査している。キノコご飯の材料に使われていたマイタケが入っていたビニール容器のふたをはさみで切った際、その一部が混入した可能性が高いという結果であった。

再発防止策については、県立学校で異物混入の事案が続いていることを真摯に受けとめ、今月の特別支援学校長会の折に、学校給食における衛生管理、安全管理について周知徹底を図るとともに、委託業者への周知についても再度徹底を図るよう依頼することとしている。

○土田委員長 立て続けにこういう異物混入があるため、徹底していただければと思う。よろしくお願ひしたい。

――原案のとおり了承

土田委員長：非公開宣言

―非公開―

（議決事項）

第22号 使用料の改定等について（総務課）

○鴨木教育次長 議決第22号使用料の改定等についてお諮りする。

資料は4の1ページをご覧いただきたい。このたび使用料を改正するための条例改正を多岐にわたって行う必要がある。その理由だが、消費税の税率が5%から8%に上がるということで、その部分を使用料に転嫁をしようというものである。基本的に105分の108ということで計算し、機械的に使用料の単価を改定しようというものである。

その手続として、2に記載しているが、条例により個別の条例改正という手続で行うものと、知事部局も含めたさまざまな使用料を一括し、一括改正条例の手続きで行うものと、大きく2種類ある。先に表をご覧いただきたいが、一括改正分は島根県立武道施設条例から芸術文化センター条例までである。これらは消費税率のアップに伴う改定のみで、先ほど申し上げた105分の

108という機械的な改定となるため、他部局部分も含めた一括改正条例で対応する。逆に、その上にある県立体育施設と県立青少年社会教育施設は個別条例の改正で対応したいと考えている。県立体育施設については、一部の施設の名称変更や従来の施設の用途変更がある関係で、使用料が単純な改定にならない。そういったこともあり、個別の改正を行う。2つ目の県立青少年社会教育施設条例についてである。この条例の中では、江津の県立少年自然の家について、基本的には宿泊の場合の使用料を定めているが、一部、日帰りでの使用についても使用料を定めている。この日帰り使用料を部分的に新設するという要素があるため、個別条例で対応したい。

この個別条例の具体的な改正内容は、4の3ページ以降である。表が左右に分かれているが、右側が現在の状態、左側が改正後である。4の5ページの下の方を見ていただくと、県立体育施設の中で従来、競技場だったところをアリーナに変える、柔剣道場とトレーニング場だったものを一部多目的ルームまたはフィットネスルームに変える、幼児トレーニング室の名称をキッズルームに変える、というようなことがある。こういった点があるため、個別条例で対応するということである。単価については、基本的に平米当たりの使用料単価を決めているため、それをもとに改定しようというものである。

4の8ページからは青少年社会教育施設の条例であり、こちらも左側が改正後、右側が現在の状態である。4の8ページの中ほどをご覧くださいと、別表（第7条関係）で宿泊使用の場合というところがあるが、基本的に青少年社会教育施設の使用料については宿泊料金を決めている。そして、その下にある2宿泊使用以外の場合をご覧くださいと、日帰りの場合の施設使用料を定めているものが部分的にある。基本的には消費税率のアップに伴う改定だが、先ほど申し上げた新たな要素は4の10ページのところである。少年自然の家の日帰り料金について、第1、第2、第3研修室、体育館は従来からあり、こちらは単純な消費税率アップという技術的な変更だが、（イ）に記載している第2ホール、創作室、第4研修室等については、これらの日帰り料金を今回新たに設定しようと考えている。このように新たな要素もあるため、この2つの条例については、個別の条例改正で対応させていただきたい。それ以外は単純なアップ改定になるため、一括条例で対応したいという趣旨である。

4の2ページに戻っていただくと、これらの条例案を2月12日から開催される2月定例会に上程し、議会の議決を経た後に公布するということになる。ただ、施行日については、消費税率が上がる今度の4月1日ということにさせていただきたい。

なお、この種の使用料は、基本的には条例の中に直接規定するというのが原則だが、設備の系統については、その内容が時々変わったりするため、条例自体に直接書き込むのではなく、一部を規則に委ねているものがある。具体的には4に記載している県立体育施設、県立武道施設、県立美術館の設備使用料を規則の中で定めている。これらについては、県議会で条例が可決された後に、教育委員会会議において規則改正として別途議決をお願いする必要がある。2月定例会が3月11日までであるので、議決を経た翌日、3月12日の教育委員会会議において規則改正について附議させていただきたい。条例で施設系統、規則で設備系統、いずれも消費税率の改定に伴う条例改正ということをお願いしたい。

○仲佐委員 今の説明は島根県立体育施設についてだったが、県立学校の体育館を使用する場合はどうなるのか。

○鴨木教育次長 いわゆる学校開放の格好で県立学校を使用するというをやっているが、それについてはこの使用料ではなく、行政財産の目的外使用という手続により行っている。よって、直接、条例上で使用料を決めているものではない。というのは、使用料というのは、その本来の目的に沿った使用を行う場合を使用料として条例で決めている。今おっしゃった学校というのは、本来は学校教育のための施設であり、それを社会体育という別の目的で多目的利用とするような場合には、行政財産の目的外使用ということで、その都度許可を取っていただく。その場合にも使用料の徴収は可能だが、こういった個別条例とはまた別に徴収の根拠がある。

○仲佐委員 この議決事項に対する質問とは少し異なるが、学校を使用する際の料金が消費税分上がるというのは、個々に学校で決められるのか。それとも県立学校は全部一律で決まっているのか。

○鴨木教育次長 本来の用途と違う目的外の使用については、行政財産の目的外使用の使用料を徴収する根拠が別があり、それが改定されると一斉に影響が及ぶような格好になっている。これは当然、消費税分を転嫁するような改正がなされるはずである。

○森本総務課長代理 おそらくそうだろうと思う。

○鴨木教育次長 それはおそらく一括条例の中で、そのようなことが定められることになるかと思う。

○仲佐委員 最近だと松江北高校、南高校、松江工業高校の体育館を使わせていただいているが、人数掛ける水道料という請求の仕方である。そういった形で請求されるため、逆に言うと使用料という名目ではない。

○鴨木教育次長 そうであれば、それは目的外使用の許可を取った使用料ではなく、実費徴収である。要綱に基づく実費として、かかっただけの費用を負担いただくということで、正規の使用料とは別の形で負担いただいているものである。そうであれば、逆に言うと社会体育利用の場合には目的外使用の許可の使用料は取らずに、実費だけご負担いただいで進めている例が多いということだろう。

○仲佐委員 学校で発行された納付書をいただいて、銀行に振り込みに行っている。

○鴨木教育次長 それはいわゆる使用料とは別の実費負担としてお支払いいただいでおり、それを歳入で県に入れさせていただいている。実費負担の程度については、学校ごとに学校開放規定という要綱を持っており、その中で実費分はいくら、というようにまさに実績をご負担いただくようなやり方で積算している。この条例とはまた別の話である。

○土田委員長 先ほどの説明のように、3月11日の議会最終日で議決されるまでは、改定前、改定後などが書いてあることについては、あくまで一応の案、という形でよいか。

○鴨木教育次長 今回の議決事項第22号は、まずは2月定例会にそのような内容の条例案を出させていただきたいということの議決である。県議会で条例が可決された場合は、今度はそれに伴う規則改正を3月12日の教育委員会会議に改めて議決事項として附議させていただきたいと思う。

○土田委員長 公開の議決事項として附議されるか。

○鴨木教育次長 そうである。

○岡部委員 今回の改定の中には、美術館や博物館の入館料も含まれるのか。

○鴨木教育次長 含まれる。

○岡部委員 例えば今、たくさん人が入って潤っている歴博の入館料についても、一律に税率の改定に伴う3%を掛けて反映されるということか。

○鴨木教育次長 そうである。

○岡部委員 バランス感覚ということではないが、歴博については、小・中学生の入館料がある一方で、美術館はこれらは無料ということになっている。そういう中で、子どもたちの入館料までも一律に全て上がっていくということは、かなり影響力が大きいような気もしている。もちろんいろいろな背景があった中で、一方は無料、一方は有料というふうに決まったのではないかと思うが、そういう社会施設、特に歴博の場合はふるさと教育の大きな拠点の一つではないかとも思われる。現行の制度というのは、例えば学校の先生と一緒に授業の中で行く場合は無料だそうである。個人で行く場合は払って、というふうになる。そうした場合に今回の消費税アップに伴う値上げが子ども料金にまでもはね返っていくというところに、少なからず抵抗感のようなものを感じる。その辺りのところについて、今、この場での提案というのは不適切だとは承知しているが、今後の課題として、美術館が無料であるならば歴博もそういうことができないかと思う。

まさに教育の場としての博物館、美術館の位置づけであると思うので、何かいい形で、そういう検討も一方で進めていただきたいという意見である。何かの機会にまた、ぜひとも検討いただきたいと思う。

特に入館料の値上げというのは結構大きいものがあり、一般的な普通の施設の使用料などよりも、まさに物を見るために美術館や博物館に入るときの値上げというのは結構目立つと思う。そして値上げというのがひしと感じられる部分ではないかという気もする。この博物館はもともと公立の博物館であるということで、無料ということ为原则にしている中で、附則にのっとなって有料にしている部分があるわけである。その辺りについて、もとの原則に戻るということも含め、今後、考えていただきたい。特に、スケジュールとしては、一応もう1年後にはまた2%の税率引き上げも迫っているわけである。公立の博物館や美術館において、消費税分を安易に転嫁するのがいいのか悪いのかということを含め、もっと考えていただきたい、意にとめといていただきたい、ということ要望しておきたい。

○鴨木教育次長 歴博の常設展入館料は確かに大人料金とは別に小・中学校生の料金を定めているが、学校の教育課程の一環として教員同伴で利用する場合には減免規定があり、実態ではそのようにしているということである。今ご指摘のあった点については、今回の消費税率のアップに伴う転嫁とは別にしても、やはり議論が必要なことであろうと思う。

なお、実は今回の転嫁は105分の108だが、端数処理を10円単位で切り下げる処理をしている。このため、歴博の子ども料金は確か200円で、206円にしかならないため、影響が出ないはずである。至急確認させていただきたい。

○仲佐委員 今回、消費税率は5%が8%に上がるが、もともと平成元年に消費税が導入され、3%でスタートしている。平成9年に5%に上がっているが、その都度このように条例を改正されているのか。

○鴨木教育次長 その都度行っている。課税対象となる使用料というのは、行政という法を適正に執行する立場上、法律の趣旨にのっとなってやはり転嫁をせざるを得ないという立場にある。厳密に、100分の103、その次は103分の105、今回は105分の108というように改正している。ただ、端数については端数処理の単位が10円単位、100円単位など、従来からルールがあるため、その端数処理の範囲内では切り捨てにするという方向でやってきている。

なお、先ほどの歴博の常設展については、やはり児童生徒の料金は現在200円であるため、端数処理の関係で200円のまま変わらない。大学生は400円であるので410円になり、一般の方は600円が610円になるが、児童生徒は今回は除外になる。

○岡部委員 今回は除外となるのか。次回、10%になっても変わらないのか。

○鴨木教育次長 端数処理の関係で200円にとどまるため、仮に108分の110になる場合にも、そのときのベースはやはり端数整理した後の200円になる。よって、200円をもとにその2%アップ部分を計算すると、やはり次回も変わらない。そういうやり方で、その都度切り捨てで端数処理をするため、今のようなケースでは転嫁の影響は出ないことになる。

――原案のとおり議決

第23号 職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について（総務課）

第24号 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について（総務課）

○鴨木教育次長 議決第23号職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について及び議決第24号知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りする。

まず資料の5の4ページをご覧ください。島根県における給与カットの履歴を一覧表に整

理している。島根県の場合は大変財政事情が厳しいということで、特別職については平成14年度から、一般職も含めると平成15年度から、資料のように内容を変えつつ給与カットを続けてきている。平成23年度までのところが集中改革期間というもので、この段階で非常に厳しい財政改革を行い、収支均衡に近づけた。そして、23年度末で財政状況の改善に一定程度めどが立ったということで、それ以降の24年度、25年度の2年間は経過監視期間という位置づけとし、一般職の給与カットを基本的に緩和した。ただ、昨年7月以降は東日本大震災に対処するための財源を確保する等の趣旨で、国が給与カットを行っている。それに準拠した給与改定が必要だという国の要請に応じる格好で、昨年の7月からこの3月末まで、臨時特例ということで、一般職給与カットをまたやっていたが、それも3月末で終了する。来年度以降についてだが、財政事情が劇的に好転するという状況にはないため、26年度と27年度の2年間も引き続き財政状況をよく見る必要があるという意味で、経過監視期間を延長することとなった。したがって、そうした経過監視期間における給与のあり方として、特別職の給与カット及び一般職のうち、管理職の管理職手当のカットを従前どおり、もう2年間延長すると知事が判断されたところである。そのような趣旨の条例を、2月定例会に上程するということである。

5の1ページについては一般職の管理職手のカットを2年間延長するという趣旨の条例改正である。具体的な条例の規定については5の3ページをご覧ください。右側が現在の状態、左側が改正後である。アンダーラインを付しているように、現在、26年3月31日までという期限を切った条例になっているが、その期限を28年3月31日まで2年ほどスライドさせるという条例改正である。

同様に、6の1ページからは特別職の給与のカットである。6の3ページに新旧対照表を付けており、右側が現在、左側が改正後である。アンダーラインを付しているように、現在の条例は期限を26年3月31日までと区切っているが、これを28年3月31日まで、もう2年間延長するということである。

以上、このような条例を提案すると、その効果が教育長や教育委員会所管の管理職に及ぶが、知事が判断されたことであるため、提案させていただきたいという趣旨である。

○岡部委員 このカットは退職金にも連動してくるのか。

○鴨木教育次長 実は退職手当への連動はしていない。いわゆる給与カットというのは、その時々支給する給料、あるいは管理職手当にカットを及ぼすが、その結果が退職手当には波及しないように制度設計をしている。よって、そういう意味での連動はない。

――原案のとおり議決

第25号 島根県立高等学校等条例の一部改正について（高校教育課）

○片寄高校教育課長 議決第25号島根県立高等学校等条例の一部改正についてお諮りする。

改正理由については、1番に記載しているが、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、県立高等学校における授業料等について所要の改正を行う必要が生じたものである。

条例改正の基本的な考え方についてだが、まず全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程に在学する者については、授業料または受講料の納付を要することとしている。具体的な授業料及び受講料の額については、全日制の課程の授業料については、月9,900円の年額11万8,800円、そして単位制の課程を除く定時制の課程については年額3万2,400円を予定している。単位制による課程の定時制・通信制課程についてはそれぞれ受講料として、定時制は1単位につき1,620円、通信制の課程は1単位につき330円を納付していただくということで

ある。

なお、(3)をご覧いただきたいが、次に掲げる場合には、授業料及び受講料を減免することができるとしている。具体的には、まずアは学資の支弁が困難な場合であり、こちらは無償化前から実施している減免制度をそのまま踏襲するものである。イは、本来、全日制は12カ月掛ける3カ年の36月、定時制の場合は48月を基本としている。しかし、例えば留年やその他の事情によってその期間を超える者のうち、授業料及び受講料の減免の必要があると認められる場合には減免を認めようとするものである。主な理由としては、休学や病気等が該当すると考えている。ウは、それぞれの家庭の家計を支えられている保護者の方の状況が急変するような場合があるため、その場合にも減免の措置を講じようとするものである。例えば保護者の方が職を失われた、倒産が生じた、あるいは風水害を受けられた、といったものを救済する措置についてである。

(4)について、新しい制度は来年度の入学生から適用となるが、課税証明等の手続等々により、最終的な審査結果が出るまで若干の月数を要する。そのため、入学または編入後、4月から7月分については納付期限を8月末まで猶予するというを(4)に示している。

なお、この条例については3に記載しているように平成26年4月1日から施行を予定している。詳細については、3月12日の教育委員会会議において附議させていただく予定である。

○広江委員 来年度から授業料納付が必要となるが、結局は就学支援金で相殺するという形になる。その中で、今度から授業料減免を受ければ、その支援金は本人へ渡るということになるか。

○鴨木教育次長 そもそも就学支援金の対象になる方は、そちらを優先をして授業料と相殺していくため、就学支援金の対象者は減免手続をとる予定はない。例えば、36月までの間は就学支援金の対象になるため、それらの方は当然、就学支援金で手当てをする。ただし、所得制限があるため、それを超える方は対象にならない。よって、就学支援金の対象にならない方の中で減免対象を規定している。その具体的な規定のあり方を教育委員会規則に委ねてもらい、詳細については3月12日の教育委員会会議で議決をお願いしたいということである。

――原案のとおり議決

第26号 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正について (高校教育課・義務教育課)

○矢野義務教育課長 議決第26号県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正についてお諮りする。

それぞれの課からご説明するが、まず、この教職員定数条例は、学級数の変動に伴い教職員の定数が毎年度変わるため、毎年度改正することとしているものである。

提案理由だが、まずは、それぞれの校種、児童生徒の増減、あるいは学校の統合等による学級数の増減がある。もう一つは、後でまた報告がなされると思うが、資料に記載しているように小学校3年生、4年生及び中学校1年生に35人学級編制が導入される。こういったことを含めて改正する必要があり、今回、お諮りするところである。

条例の概要について、小・中学校は一番下に記載している。教育職員の方が5,101人から5,056人で45人の減である。先ほどの35人学級編制の導入で増員になるが、それを含めてもこれだけの減になるというところである。事務職員及び技術職員は、371人から363人で、8人の減となる。なお、この技術職員というのは学校栄養職員である。

○片寄高校教育課長 続いて、県立学校の概要についてご説明する。

まず、高等学校教育職員の定数についてだが、全日制は生徒数の減により、来年度、4学級減となる。また、定時制は浜田高校定時制で学級が1学級増となり、全日制と定時制と合わせて3

学級減となる。これに加え、来年度は新規採用教員の初任者研修対象者が減ったことにより、全体で教員定数は7名減となった。高等学校の事務職員、技術職員、その他の職員の定数については、全日制、定時制課程では学級減により1名減、通信制課程では生徒数見込みの減によって1名減となり、合計して2人減となっている。

続いて、特別支援学校の教育職員定数についてご説明する。児童生徒数の増減により、幼稚部は3学級増、小学部は1学級増、中学部は6学級増、高等部は1学級減、専攻科は2学級増となり、全体では来年度11学級増となる。また、益田養護学校の寄宿舎生が3名減となり、寄宿舎指導員定数を1名減じている。松江緑が丘養護学校の児童生徒数が来年度61名を超えることにより、養護教諭定数が1名増となっている。以上の結果、教育職員定数は差し引きして9名増となっている。事務職員、技術職員、その他の職員の定数については増減はない。

○土田委員長 35人学級になっても職員の数は減ってくるということで、それだけ少子化が進んでいるということか。

○矢野義務教育課長 小学校が5つなくなるため、これらが大きいところである。

○原委員 ということは、その辺りでプラス・マイナスがうまくいき、講師の先生を新たに募集しなくても良いということか。

○矢野義務教育課長 トータルではそうなる。ただ、今年度の退職者数や再任用者の数などいろいろなことが関わってくるため、また必要などころには講師の方をお願いするようになる。しかし、今年度、講師の方が大幅に増えるというようなことにはならないと考えている。

――原案のとおり議決

第27号 教育委員会の附属機関の設置について（義務教育課）

○吉崎子ども安全支援室長 議決第27号教育委員会の附属機関の設置についてお諮りする。

ご存知のようにいじめ防止対策推進法が施行されたが、第14条3項に基づき、県のいじめ防止の基本方針のもとで、公立学校における対策を実効的に行うため、さらに実情として、島根県は不登校の児童生徒の割合が全国と比べて高く、いじめ・不登校を始めとした生徒指導上の諸課題へ対応していくため、教育委員会に附属機関を設置したいと考えている。

名称は島根県生徒指導審議会としたい。担当事務は、教育委員会の諮問に応じ、生徒指導上の諸問題に関して必要な事項を調査審議することとしている。主な機能としては、いじめ・不登校を始めとする生徒指導上の諸問題に関して県等が行う施策等について、調査し、審議していただくということ。また、必要に応じ、いじめの重大事態の際に教育委員会として調査をしなくてはならない場合が出てくるが、その場合の調査機関という形で機能するものである。想定される附属機関の委員は10人以内としている。資料に記載しているような方で、ふさわしい方を教育委員会が任命し、実際に運営していくということになる。任期は2年としているが、再任は妨げない。設置の方法としては、島根県附属機関条例の一部を改正して設置する。今後のスケジュールについてだが、当審議会の運営に係る詳細については、教育委員会規則で定めることとしている。内容については、3月12日開催の教育委員会会議において附議する予定としている。

○土田委員長 設置の時期やメンバー構成も3月12日には示されるのか。

○吉崎子ども安全支援室長 委員については、現在、人選を進めているところであり、案という形でお示ししたいと思っている。

○土田委員長 議決案件ということで附議されるわけか。非公開になるか。

○鴨木教育次長 まず、この附属機関を置くということは条例事項であるため、2月定例会に条例案を出し、3月11日に議決を得るということになる。設置することとなったこの附属機関の

具体的な詳細、例えばどういう方を委員にするか、任期をどうするかということは規則で定めるようになる。したがって、3月12日の教育委員会会議で規則を定めていただく。それは公開の議決事項になる。一方で、その参考資料として、委員の就任予定者をどこまで出せるかというのは、公開の場に出すことについてご本人の承諾の問題もある。それは公開で行う規則改正とは別の話ではないかと思うため、具体的な人選については、事前打ち合わせないし会議終了後の協議会の場でお示しさせていただくのがよろしかろうと考えている。

――原案のとおり議決

第28号 島根県社会教育委員に関する条例について（社会教育課）

○小仲社会教育課長 議決第28号島根県社会教育委員に関する条例についてお諮りする。

資料は10の1ページをご覧ください。島根県社会教育委員に関する条例について、資料下に根拠法令を記載している。資料には改正後の社会教育法を載せているが、改正前の社会教育法では、第15条で社会教育委員を置くということと、社会教育委員の委嘱の基準が規定されていた。それが今回の改正によって委嘱の基準が第18条に移り、また、定数及び任期については、当該地方公共団体の条例で定めると改正された。この委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとするとなっている。この文部科学省令で定める基準は、波線を付しているが、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとするということで、これまで法律に規定されていたことが省令に移行したことになる。そのため、島根県の条例を改正する必要が生じたものである。

10の2ページをご覧ください。条例の新旧対照表だが、第2条はこれまでなかったものを条例で定めることになったため、委嘱の基準を新設したいと思っている。それに伴い、第1条において社会教育法に基づき社会教育委員を置くという条文を設ける必要が生じたということである。あわせて、これまで第1条では社会教育委員の定数を20人としていた。しかし今後は柔軟に対応するため、第3条になるが、20人以内とすると改正したいと思っている。現在の委員の任期が来年度の6月までとなっているため、実際に委嘱する委員については、次回の改選のときに検討したいと考えている。また、諸規定の改正、整備ということで、以上のような条例の改正にあわせ、これまで、条例の名称は定数及び任期に関する条例となっていたが、定数及び任期だけでなく、委嘱の基準などもあるため、「島根県社会教育委員に関する条例」に条例の名称も改正を要するということになる。施行日は法律の改正に合わせ、平成26年4月1日を考えている。

○土田委員長 文科省の省令変更等によって、文言だけ入れかえるということか。また、定数が20名となっているものを20名以内にするによって、欠員が出ても良く、17人や18人でも良いということか。

○小仲社会教育課長 そうである。

――原案のとおり議決

（報告事項）

第82号 平成26年度教育委員会組織改正の概要について（総務課）

○高宮総務課長 報告第82号平成26年度教育委員会組織改正の概要についてご報告する。

高校教育課と義務教育課を統合再編し、学校企画課と教育指導課に改組しようとするものである。これまでは、それぞれの教育段階に応じて、義務教育課では小・中学校の指導及び人事、高校教育課では県立高校の学習指導及び人事を担当していた。しかし、発達段階に応じたきめ細やかな学習指導が継続的に必要であるという観点から、教育指導や教育スタッフを主体として行う教育指導課と、学校の管理運営、教員人事を主体とする学校企画課に再編しようとするものである。

なお、この組織改正にあわせ、課の名称の置き換えや、担当する事務なども含めた教育委員会規則の改正については、整理をしたうえで3月24日開催の教育委員会会議に附議する予定である。

また、11の2ページ、11の3ページは新旧対照表である。今申し上げた高校教育課と義務教育課を学校企画課と教育指導課に再編する部分は、11の2ページの上のほうでゴシックで囲っているところである。そのほか、大きな改正ではないが、細かい改正として、文化財課の文化財グループが文化財スタッフに変更される。また、11の3ページの右下のほうだが、文化財課所管の埋蔵文化財調査センターの調査関係の係が一部集約、統合される格好になっている。

○鴨木教育次長 それとあわせて、1点補足させていただく。11の3ページをご覧くださいと、教育センターの所管はこれまで総務課だったが、教育指導課に移したいと考えている。教育センターの内容面で義務教育、高校教育、両方にかかわることがあるため、従前、総務課で所管していたが、今回、教育指導課ができるため、そちらに所管を移したいということである。

○土田委員長 具体的な組織図を今日提示されたということで、皆さん見ていただければと思う。先ほど3月24日とおっしゃったのは、人事異動が3月24日に出るということで関連しているのか。

○高宮総務課長 3月24日と申し上げたのは、関連する規則などを洗い出して整理するのに時間がかかるということであり、教育職の管理職人事については、2月22日の教育委員会会議で附議させていただくことになっている。

○岡部委員 些細なことだが、文化財課で文化財グループが文化財スタッフとなっている。その他にも、例えば高校教育課で企画人事グループが企画人事スタッフになっているが、その辺りの差異というのは何なのか。

○鴨木教育次長 非常に内部的な、技術的な話だが、グループにはGL級までしか置けないが、スタッフ制をとると、管理職を置くことができる。文化財課については、やはり内容面で文化財の専門職に依存する度合いが年々高まっている。例えば、特に文化庁との調整や、市町村教育委員会に対する指導などは、なかなかGL級でこなすことが困難になってきている。このたび人事と一部連動するが、この文化財スタッフに、できれば管理職で、しかも文化財専門職としての管理職を置きたいという意図もあり、グループをスタッフにしたいと考えている。グループをスタッフに変えることによって、例えば学校企画課の組織についても、企画人事スタッフに必要なに応じて管理職級を置くこともできるようになるという意味で、人事配置の弾力性が格段に高まるため、そのようにしたいということである。

○広江委員 細かいことだが、新しくできた学校企画課の中に人材育成スタッフというものがある。それはどういうことを担当するのかということが一点である。また、教育指導課の中に学力育成スタッフがあるが、これは高校教育課の学校指導グループと義務教育課の学力向上推進グループが一緒になるということか。

○高宮総務課長 大きな意味合いではそうである。まず、人材育成スタッフは教職員の人材育成ということを主題に置いている。教員の、いわゆる団塊の世代の退職が始まっていく中で、指導スキルの継承や、これから管理職として学校をまとめていただくような方々、そういうふうな内部的な人材の育成ということを念頭に置いている。したがって、学校の経営を支援する、あるいは人事面での人材育成という観点から学校企画課に配置している。

また、教育指導課の学力育成スタッフについては、広江委員がおっしゃったとおりであり、高校教育課の学力向上・キャリア教育推進スタッフのうち、学力向上の部分と、義務教育課の学力向上推進グループを合体させた形で、小・中・高一貫した学力の育成、学力の向上に努めていくための改正である。

○仲佐委員 組織が変わることによって、人員の増減はあるか。

○鴨木教育次長 基本的に総人員は変えずに、同じ人数の中で再編統合をやろうと思っている。ただ、来年度に限っては高校授業料の無償化の見直しの問題があり、その対応の事務職員を増員する必要があるため、そういう意味で事務職員を増員したいと思っている。それ以外の要素については、基本的に総人数の中で再編する。

――原案のとおり了承

第83号 平成26年度当初予算案の概要について（総務課）

○高宮総務課長 報告第83号平成26年度当初予算案の概要についてご報告する。

来週から開催の県議会に上程される予算案についてご説明したい。まず、総額はほぼ前年並みだが、事業費は約3億4,000万円余の増となっているところである。

早速、12の2ページから細かい事業の内容について、ポイントを絞ってご説明したいと思う。

まず、何といっても最大の目玉は、12の2ページに掲げている小・中学校の少人数学級編制の拡充である。これまでも、①に掲げているように小学校1、2年については30人学級編制、若しくはスクールサポートの選択が可能であり、これらについては継続して事業が実施される。来年度の見込みでは30人学級編制を54人、スクールサポートを58人と見込んでいるところである。一方、小学校3年から中学校3年にも少人数学級編制を拡大するという視点での制度要求を財政当局に行っていたが、最終的に知事の判断により、3年間かけて計画的に小・中学校全ての学年で少人数学級編制を行うという方針が決定された。具体的には、現在、小学校1年と2年で実施しているものに加え、来年度は小学校3年、4年、中学校1年を実施する。これが教員数としては約56人、事業費としては約2億5,500万円程度を見込んでいる。平成27年には、小学校5年と中学校2年を追加して実施、平成28年度になると、残る小学校6年と中学校3年を実施ということである。完全実施がなされると、事業費ベースで約6億円、教員の数としては135人程度が必要になるというふうに見込まれている。先ほど原委員から教員の採用についての話もあったが、平成26年度については採用試験が終了しているため、全体の退職者と必要な教員とのプラス・マイナスを考えた上で、講師を雇用していく。なお、退職者が再任用という形で勤務する場合もあるため、そうした状況を見ながら、必要に応じて講師を雇用していくことを考えているところである。また、平成27年度、28年度以降については、今後の学級数の増加などを見ながら、採用計画の点においても考慮が必要だと考えているところである。

12の3ページの2番目に記載している児童・生徒へのサポート事業についてである。中学校クラスサポート事業は、いわゆる中1ギャップを解消することを目的として実施していたが、これについては来年度も継続である。また、②の特別な支援が必要な子どもたちのための非常勤講師配置事業、いわゆるこサポ事業についてである。これについては、従来、小学校の通常学級のみを対象にし100人を配置していた。しかし、特別支援学級においても障がいの程度などが非常にまちまちであったり、学年が離れていたりということがあり、小・中学校の特別支援学級の定員は8人だが、7人や8人といった多くの児童生徒が在籍するような特別支援学級では指導が非常に困難な場合がある。7人以上の多人数学級にこういったサポーターを配置し、より円滑な指導ができるようにしたいということで、10人を見込んでいるところである。そして、中学

校の自学教室を支援するための学びいきいきサポート事業については、今年度どおりの学校で実施したいと思っている。

今、小・中学校について話させていただいたが、新たに、3番目の高校生の進路希望実現のための講師配置事業を実施する。これまで専門高校においては、進路指導の先生方が企業訪問などに際して授業を持たなくなるということで、代替として授業をする非常勤講師を雇用することにより、生徒の進路実現に寄与していた。現在、普通科高校においても、大学入試の多様化、あるいは学力層が非常にまちまちになっている中で、学力の育成向上のための指導に、普通科高校の先生方も非常に苦慮しておられるという状況がある。こうしたことも踏まえ、普通科高校でトータルで15人分の配置を考えているところである。

12の4ページは、高等学校の校舎整備についてである。いずれも継続事業だが、耐震対策ほか、学校の整備を継続的に行っていききたいと考えている。

12の5ページは特別支援学校の整備である。①の出雲養護学校の増改築については、今年度から着手しているものを継続する。②の出雲養護学校雲南分教室については、平成27年4月の開校を目指していよいよ工事に着手する。③、④は、松江養護学校、浜田養護学校についてだが、高等部の生徒数の増加により校舎が狭隘化していることから、生徒数がピークになる平成29年あるいは30年を目標として、校舎の増築等を行う。

8番は離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業だが、これについては、本来、3カ年の期間で1,500万円を助成するというので、I期校が5校、II期校が3校、計8校で実施をしていたところである。そのうち、I期校の5校については、平成25年度に事業期間が終了することになっているが、来年度以降も3カ年延長し、最大で総額1,200万円を1校当たり支援することとしている。ただ、基本的には離島・中山間の学校については、厳しい社会経済情勢の中で、学校というものが地域活性化の核になっているという点にも配慮して魅力化を進めていくという観点から、今まで以上に地元の市町村との連携を強めていきたいと考えている。そういった支援も得ながら実施していくというような魅力化計画を学校で立てていただき、その計画に応じてメリハリをつけた支援をしていきたいと考えている。

12の7ページ、12の8ページはいずれも継続事業である。キャリア教育、学力向上対策、いずれも今年度とほぼ同様に継続していききたいと考えている。

12の9ページの12番が新規となっているが、先ほど条例改正の議題でもご説明した高等学校の就学支援事業である。授業料の不徴収制度、無償化制度の見直しがあったということで、年収ベースで910万、課税ベースで市町村民税の所得税が30万4,200円を下回る世帯のお子さんについては就学支援金が支給され、授業料と相殺される。これは制度的には授業料が無料になるということだが、仕組みとしては、県が一旦、国から歳入したものをまた県のほうに授業料債権の相殺のために支出するという格好であり、国の歳入をもって自動的に相殺はできないため、5億5,900万円という大きい金額になっている。制度の見直しによる実質的な新規事業分は、④の奨学のための給付金である。910万円を超える世帯からは授業料をいただくかわりに、そこで生み出された財源をもって、年収250万円未満の世帯に対して給付型の奨学金を支給しようとするものである。例えば生活保護を受けておられるような世帯が該当してくるが、こういった世帯について、これまでの有利子であれ無利子であれ将来的に返還をしてもらうことを前提とした奨学金ではなく、その世帯の子どもの数などに応じて給付型の奨学金を支給しようとするものである。⑤は、授業料の徴収についてだが、全国47都道府県のうち、本県を含めて3県だけが、いわゆる手作業での徴収を行っている。これを電算化するシステムを来年1年かけて開発するというものである。

それから、13番の新規事業だが、障がい者就業支援事業というものである。これは現在、特別支援学校、特に知的養護の学校について、高等部の生徒の入学者数が非常に増えているという中で、その一般就労を図っていく必要がある。ただ、高等部を卒業した段階では、あと一步、社

会性が足りない、あるいは社会性や人づき合いの面で勉強が必要というような子どもも多い。そうした子どもたちのステップアップ就労の場として、特別支援学校自体を提供するものである。支援チーム構成の部分に記載しているように、支援員1名と障がいのある子ども3名、合わせて4名のチームを1チームとして、それを松江、出雲、浜田の各養護学校に配置する。合計で9名の障がいのある子どもたちを雇用し、一般就労への道筋をつけていこうというものである。

15番の学校における読書活動・図書館教育推進事業についてである。小・中学校への司書等の配置については、これまでも県の重点的な事業として平成21年度から25年度まで取り組んできたところである。新たに平成26年度から30年度までの5年間、事業を継続するとともに、①の3行目に記載しているように、拡充して継続実施を行う。これは具体的には、現在は最も支援が充実している場合であっても、週5日掛ける52週間の勤務ではあるが、1日6時間が上限になっていた。すなわち学校が終業の時間になるまで司書が勤務できないということがあったわけだが、今度はフルタイム、つまり1日7時間45分までを支援の対象とし、フルタイム型の司書雇用が可能になるように市町村への支援を拡充するということが大きな特徴である。

16番目のしまねのふるまい推進プロジェクト、12の11ページの悩みの相談・不登校対策事業については変更はない。

18番の食育推進事業については、最近、食の関係の事故も多いわけだが、和食が世界遺産になったということもあり、しっかりした子どもの体力をつくる下支えとして、食育をより強力に進めていくための事業が計上されている。

19番の子どもの体力向上支援事業については、やはり何をするにもまず体力が社会で生きていく上での基礎になるという観点から、②の運動好きな子どもを育てるプロジェクトを実施する。保育園・幼稚園・小学校・中学校がそれぞれ連携し、接続するような事業モデルを構築したり、あるいはすばらしい競技者の方に来ていただき、そういった方を目の当りにすることで、体力向上やスポーツに対する興味を持ってもらうということを強力に進めていきたいと考えている。

12の13ページは競技スポーツ普及強化推進事業である。国体は今年、残念な成績に終わったが、一方で、2020年の東京オリンピックも決まった中で、やはり競技スポーツも非常に重要であろうと考えている。②のゴールデンエイジアスリートについては、3つ目に新規として、オリンピック女子競技種目選手、高校生の県外遠征費用をあげている。例えば県内で今、有力な競技としては、石見智翠館高校の女子ラグビーや、女子サッカー、レスリング、自転車というような競技の強化を進めていきたいと思っている。また、⑤のところだが、競技団体が地域と一体になった普及強化活動の助成をやっていくということ。⑥に記載しているが、やはりすぐれた競技会、選手などを目にするということによって興味が高まるということから、スポーツ振興基金を活用して、全日本あるいは世界選手権の予選というようなハイレベルな大会誘致につなげたいと考えている。

12の14ページ以降については、新規事業のみご説明するが、21番の運動部活動パワーアップ事業をご覧いただきたい。平成28年にインターハイが中国ブロックで開催され、本県も5つの競技が開催予定である。このブロック開催に向け、県外遠征等による強化を計画的に図るものである。

23番は、バリアフリー用図書についてである。目が不自由であるなど、特別な支援が必要な子どもたちが触れて分かるような立体的な図書や、本を音読したようなテープ、そういったものをバリアフリー図書と呼んでいるが、点字図書も含め、こうしたものを県立図書館に整備し、公立図書館や学校図書館に貸し出しをすることで、特別な支援が必要な子どもたちについても読書活動を進めたいというものである。

12の16ページの26番と27番をご説明する。未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業と、島根の歴史文化活用推進事業である。石見銀山遺跡については、世界遺産として、引き続き適切に管理、保全、情報発信をしていく必要があることから、所要の事業費を計上しているものである。

また、島根の歴史文化活用推進事業については、今年度、古代歴史文化賞を新たに制定したが、これらについて、議会を初め各方面と相談しながら、引き続きよりよいものにしていこうという事業費を計上しているところである。

○土田委員長 以上が明日の議会運営委員会、そして2月12日から始まる2月定例議会に教育委員会の案ということで上程される。

○広江委員 細かいことで申し訳ないが、一番最初の少人数学級のところについて、来年の教員数の増が56となっているが、それは学級数56ということとは違う、ということではいか。

○高宮総務課長 実際にそういうことになる。56学級増えるということである。

○広江委員 担任以外についても、徐々には増えていくということか。

○鴨木教育次長 実際には標準法でいうと、学級数が増えると学級数以上に標準法定数というものは増える。ただ、今回の場合はあくまでも県単の措置になるため、一応、当面は学級増部分だけを教員の増としたいと思っている。後々、また財政当局と議論する中で、標準法と同じような考え方で学級数が増えた場合に、プラスアルファの教員増を認めてもらえるかどうかなどについては、今後の課題として残させていただきたい。

○広江委員 おそらく、完成年度あたりでは教科などいろいろな面で苦しくなってくるころもあると思う。

続けてもう1点、12の8ページの学力向上対策についてである。もちろん当初予算がもうほぼ決まっているところなので、感想のようなものだが伺いたい。学力調査は小学校3年から中学校3年まで実施するということだが、国も小学校6年と中学校3年の調査を実施している。試験実施の負担を考えると、ダブルで実施していくかどうかということで、確か島根県の中でも今後は実施しないという学校が出てくるようにも聞いている。また、今、盛んに言われているのが、テストの狙いについてである。OECDのテスト、国の学力調査、そして県の学力調査とある中で、厳密に私も意見が言いにくいところだが、国とOECDは狙いが少し似ているけれども、県の調査は少し違うように思う。私の印象が違っているのかもしれないが、少し異なるのではという印象を持っている。今後また検討していただければと思う。

○今井教育長 学力調査については、協議会の事項にあげているため、もう一度そこで義務教育課から改めてご説明させていただきたい。

○土田委員長 当初予算案については、今日の時点においては、こういった形で提案されるというところで、あくまで明日までは非公開ということで良いか。

○高宮総務課長 そうである。明日の午後あたりから、テレビなどで報道されると思われる。

――原案のとおり了承

第84号 平成26年度県立学校管理職採用・昇任候補者選考試験結果について（高校教育課）

――原案のとおり了承

（協議事項）

第5号 いじめ防止対策について（義務教育課）

――資料に基づき協議

土田委員長：閉会宣言

16時06分